

福岡県バドミントン協会 交通費・宿泊費について

本協会は、福岡県の規程を準用していますので、下記のとおり変更し、運用いたします。
県内交通費一覧表は、改定され、県外旅費は、全て領収書による実費支給となります。
宿泊は、県内外を問わず、全て宿泊証明書が必要になります。

1 交通費

県内交通費については、県内交通費一覧表（別紙 R8 改定）を準用する。

県外交通費については、領収書を提出の上、実費支給とする。

県外移動の際に事業会場（目的地）周辺に公共交通機関がないなど、やむを得ず自家用車を利用する場合は、所属先から事業会場（目的地）までの最短距離（km）×20 円を支給する。距離計算については、「MapFan（マップファン）」（検索条件を「最短距離」と設定すること）を利用し、ルートを別紙提示すること。

（例）50.5 k m の場合、51km（端数切り上げ）×20 円＝1,020 円とする。

有料道路を利用する場合は、所属先から事業会場（目的地）まで 25km 以上あることを利用条件とし、有料道路利用料金については、E T C 利用明細等を提出の上、実費支給とする。

2 宿泊費……県の規定に則り、宿泊する都道府県によって上限額が異なる。（下表参照）

①素泊まりの場合、宿泊費に加えて、2,400 円を支給する。

②宿泊＋朝食プランのみの場合、宿泊費に加えて、1,600 円を支給する。

③宿泊＋夕食プランのみの場合、宿泊費に加えて、1,600 円を支給する。

④宿泊＋朝食＋夕食プランの場合、宿泊費に加えて、800 円を支給する。

※領収書に宿泊プランを記載すること。

※宿泊証明書を添付すること（任意様式）。

※宿泊に係る駐車場代は計上できない。

※加算は、県補助事業についてのみ行い、それ以外の県協会単独事業等は、行わない。

宿泊費 1 泊上限額一覧表

宿泊先	上限額	宿泊先	上限額	宿泊先	上限額	宿泊先	上限額
北海道	13,000	東京都	19,000	滋賀県	11,000	香川県	15,000
青森県	11,000	神奈川県	16,000	京都府	19,000	愛媛県	10,000
岩手県	9,000	新潟県	16,000	大阪府	13,000	高知県	11,000
宮城県	10,000	富山県	11,000	兵庫県	12,000	福岡県	18,000
秋田県	11,000	石川県	9,000	奈良県	11,000	佐賀県	11,000
山形県	10,000	福井県	10,000	和歌山県	11,000	長崎県	11,000
福島県	8,000	山梨県	12,000	鳥取県	8,000	熊本県	14,000
茨城県	11,000	長野県	11,000	島根県	9,000	大分県	11,000
栃木県	10,000	岐阜県	13,000	岡山県	10,000	宮崎県	12,000
群馬県	10,000	静岡県	9,000	広島県	13,000	鹿児島県	12,000
埼玉県	19,000	愛知県	11,000	山口県	8,000	沖縄県	11,000
千葉県	17,000	三重県	9,000	徳島県	10,000		

※ これは、あくまでも上限であり、なるべく安価なところを利用すること。